

第1号議案

ご質問・ご意見	回答
<p>平成31年度に換地を受けた土地を、令和3年度に売却手続きをすることになった時間的な経緯について、補足説明をお願いします。</p>	<p>森林経営用財産を国道敷、ダム敷等の用途に売払いする場合は、国有財産法施行令第5条第2項の規定に基づき、用途廃止手続き（用途を廃止しようとするときは、あらかじめ、財務大臣（所管する財務事務所）に通知しなければならない。）が必要となります。</p> <p>当該事案は、以前は森林経営用として管理していた財産でしたが、津波の被害を受け土地区画整理事業で宅地に造成され換地を受けた事案であり、宅地ではあるものの、森林経営用財産からの用途廃止することが必要でした。このため、令和元年12月に、福島財務事務所へ事前説明資料を提出しましたが新型コロナウイルスの影響で現地確認（令和2年9月実施）や打合せに期間を要してしまい、令和3年度の第30回国有財産管理審議会への諮問となりました。</p>